

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p><u>(5) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p><u>(6) 法第2条第1項第4号に規定する団体</u></p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p><u>第3条の2 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例等の特例)</p> <p>第4条 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(5)</u> 〔同左〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第4条 〔略〕</p>

付 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。